

2013 年 5 月 9 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—貿易政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 263 号 ）

税関総署、 通関業務のペーパーレス化で 改革試行の実施範囲を拡大

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

税関総署は、2013 年 4 月 10 日付で『通関作業ペーパーレス化改革試行業務の深化に関連する事項についての公告』（税関総署公告 2013 年 19 号、以下『公告』という）を公布し、2012 年 8 月 1 日に一部の税関の一部業務・企業に限定して試行した通関業務のペーパーレス化改革について、その実施対象地域・業務・企業を 2013 年 5 月 1 日より拡大すると発表しました。通関手続の効率化がさらに進むものと期待されます。

□ 通関のペーパーレス化を全国展開へ

ペーパーレス化改革試行の実施範囲拡大について、『公告』は以下のように規定しています（第 1 条）。

1. 改革試行の対象企業をこれまでの AA 類・A 類企業から、B 類企業¹にまで拡大する
2. 2012 年 8 月から改革を試行している 12 税関（北京、天津、上海、南京、杭州、寧波、福州、青島、広州、深圳、珠海拱北、広州黄埔）において、実施対象をすべての試行業務に拡大する
3. 上記 12 以外の税関は、一部の部署・業務を選択してペーパーレス化改革を試行する
4. 「所在地申告、港湾検査・通過（企業所在地の税関で申告し、貨物の輸出入地の税関で検査を行う通関方法）」²における通関申告書のペーパーレス化改革を 2013 年度中に開始する

¹ 税関総署は『税関企業分類管理法』（税関総署令第 197 号）により、リスク指標に基づいて税関登録企業を AA 類、A 類、B 類、C 類、D 類の 5 等級に分類し、信用度の高い AA 類・A 類には通関上の便宜措置を、B 類には通常の監督管理措置を、過去に違反行為を犯した C 類・D 類には厳格な監督管理措置を適用しています。なお、新規登録企業はまず B 類に分類されます。

² 「『属地申報、口岸驗放（所在地申告、港湾検査・通過）』とは、税関が規定する条件に合致した企業が貨物を輸出入するとき、自社で選択して所在地の任意の税関単位で申告し、貨物の実際の出入国地の税関で貨物の検査・通過手続を行うことができる一種の通関方式を指す」（『税関管轄区を跨ぐ“所在地申告、港湾検査・通過”通関モデル実施の決定についての公告』〔税関総署公告 2006 年第 43 号〕第 1 条）

通関業務のペーパーレス化に参加する企業は、所在地の税関による審査と同意を得た後、所在地の税関および中国電子港湾データセンターと電子データの取扱いに関する協議書を締結することにより、当該税関の管轄内でペーパーレス通関方式を採用することが可能となります（第2条）。ペーパーレス通関方式を採用するには、通関申告時に電子港湾システムで「通関ペーパーレス化（[通关无纸化](#)）」を選択する必要があります（第3条）。

A類の非生産型企業およびB類企業は、貨物申告時に通関申告書と他の通関書類のデータを送信しなければなりません。一方、AA類企業およびA類の生産型企業は、他の通関書類のデータを通関後10日以内に提出することができ、さらに税関の批准を得た企業については、そのデータを税関に送信せずに自社保管としておくこともできます（第4条）。

なお、輸出入に係る許可文書の電子データがネットワーク化されていない輸出入貨物は当面、通関業務のペーパーレス化を見合わせるとしています（第6条）。

*

税関総署は、2015年までにすべての輸出入貨物の通関業務についてペーパーレス化を完了させる方針です。『公告』の詳細は、3ページからの日本語仮訳および5ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

税関総署

公告 2013 年 19 号

通関作業ペーパーレス化改革試行業務の深化に関連する事項についての公告

通関作業のペーパーレス化とは、税関が企業分類管理およびリスク分析を基礎とし、リスク等級に基づいて輸出入貨物に対して分類を実施し、情報化技術を運用して税関が輸出入企業の提出した紙ベースの通関申告書および付属書類を検査・確認して通関手続を行う方法を変更し、企業が中国電子港湾を通じて申告を入力した通関申告書および付属書類の電子データに対して直接ペーパーレスの審査・確認、検疫・通過処理を行う通関作業方式を指す。

税関の通関作業ペーパーレス化改革試行業務が 2012 年 8 月 1 日に始まって以来、各種業務を秩序立てて推進し、システム運営は比較的平穏で、社会各界の反響も積極的であった。通関効率をさらに高め、監督管理機能を向上させ、改革の成果を拡大するため、税関総署は前期の通関作業ペーパーレス化改革試行業務の基礎の上に、全国の税関で通関作業ペーパーレス化改革試行業務を深化させることを決定した。ここに関連事項について以下のように公告する。

一 試行範囲の拡大

- (1) 試行企業の範囲を税関管理類別が B 類およびそれ以上の企業にまで拡大する。
- (2) 北京、天津、上海、南京、杭州、寧波、福州、青島、広州、深圳、拱北、黄埔等の第 1 期 12 税関において、試行範囲を税関区のすべての業務現場およびすべての試行業務にまで拡大する。
- (3) 上述の 12 税関以外のその他の 30 税関は、それぞれ 1 から 2 つの業務現場および部分業務を選択し、通関作業ペーパーレス化改革試行を展開する。
- (4) 2013 年内に、「所在地申告、港湾検疫・通過」の通関モデルにおける通関申告書を通関作業ペーパーレス化改革試行範囲に組み入れる。

二 試行企業は、通関所在地の直属税関による審査・確認、同意を経て、通関所在地の直属税関、第三者認証機構（中国電子港湾データセンター）と電子データ応用協議を締結した後、当該税関の範囲内で「通関作業ペーパーレス化」通関方式を適用することができる。

税関による審査・確認、許可を経て「通関作業ペーパーレス化」通関方式を適用された輸出入企業が、通関企業に通関の代理を委託する必要がある場合、税関による審査・確認、許可を経て「通関作業ペーパーレス化」通関方式を適用した通関企業に委託しなければならない。

- 三 税関の批准を経た試行企業は、紙ベースもしくはペーパーレスの作業方式を自社で選択することができる。ペーパーレス作業方式を選択した企業は、貨物を申告するとき、電子港湾の入力端末で「通関ペーパーレス化」方式を選択しなければならない。
- 四 税関の批准を経て、かつ「通関作業ペーパーレス化」方式を選択して申告した、経営単位管理類別が AA 類の企業もしくは A 類の生産型企業は、申告時に税関に付属書類の電子データを発信せずともよく、通関過程で税関の要求に基づき遅滞なく提供し、税関通過の日より 10 日以内に企業が税関に提出し、税関の批准を経て企業書類保存（書類の一時保存）条件に合致する場合、企業が保管することができる。
- 税関の批准を経て、かつ「通関作業ペーパーレス化」方式を選択して申告した、経営単位管理類別が A 類の非生産型企業もしくは B 類企業は、貨物申告時に税関に通関申告書および付属書類の電子データを同時に発信しなければならない。
- 五 各関連単位は、税関保存の通関申告書および付属書類の電子データ文書を閲覧、複製する必要があるとき、規定に基づき手続を行わなければならない、税関は電子データに基づき紙ベースの文書を発行し、書類管理部門の印章を捺印する。
- 六 許可文書に関係しているが許可文書の電子データネットワーク確認・検査を実現していない輸出入貨物は、一時的に「通関作業ペーパーレス化」作業方式を適用しない。

本公告内容は、2013 年 5 月 1 日より施行し、税関総署公告 2012 年第 38 号は同時に廃止する。
特にここに公告する。

税関総署
2013 年 4 月 10 日

(中国語原文)

海关总署

公告 2013 年第 19 号

关于深化通关作业无纸化改革试点工作有关事项的公告

通关作业无纸化是指海关以企业分类管理和风险分析为基础，按照风险等级对进出口货物实施分类，运用信息化技术改变海关验核进出口企业递交纸质报关单及随附单证办理通关手续的做法，直接对企业通过中国电子口岸录入申报的报关单及随附单证的电子数据进行无纸审核、验放处理的通关作业方式。

海关通关作业无纸化改革试点工作自 2012 年 8 月 1 日启动以来，各项工作有序推进，系统运行较为平稳，社会各界反响积极。为进一步提高通关效率，提升监管效能，扩大改革成效，海关总署决定在前期通关作业无纸化改革试点的基础上，在全国海关深化通关作业无纸化改革试点工作。现就有关事项公告如下：

一、 扩大试点范围：

- (一) 试点企业范围扩大至海关管理类别为 B 类及以上企业。
- (二) 北京、天津、上海、南京、杭州、宁波、福州、青岛、广州、深圳、拱北、黄埔等首批 12 个海关将试点范围扩大到关区全部业务现场和所有试点业务。
- (三) 上述 12 个海关以外的其余 30 个海关各选取 1 至 2 个业务现场和部分业务开展通关作业无纸化改革试点。
- (四) 2013 年内，将“属地申报，口岸验放”通关模式下的报关单纳入通关作业无纸化改革试点范围。

二、 试点企业经报关所在地直属海关审核同意，在与报关所在地直属海关、第三方认证机构（中国电子口岸数据中心）签订电子数据应用协议后，可在该海关范围内适用“通关作业无纸化”通关方式。

经海关审核准予适用“通关作业无纸化”通关方式的进出口企业需要委托报关企业代理报关的，应当委托经海关审核准予适用“通关作业无纸化”通关方式的报关企业。

三、 经海关批准的试点企业可以自行选择有纸或无纸作业方式。选择无纸作业方式的企业在货物申报时，应在电子口岸录入端选择“通关无纸化”方式。

四、 对于经海关批准且选择“通关作业无纸化”方式申报的经营单位管理类别为 AA 类企业或 A 类生产型企业的，申报时可不向海关发送随附单证电子数据，通关过程中根据海关要求及时提供，海关放行之日起 10 日内由企业向海关提交，经海关批准符合企业存单（单证暂存）条件的可由企业保管。

对于经海关批准且选择“通关作业无纸化”方式申报的经营单位管理类别为 A 类非生产型企业或 B 类企业的，应在货物申报时向海关同时发送报关单和随附单证电子数据。

五、 各有关单位需要查阅、复制海关存档的报关单及随附单证电子数据档案时，应按照规定办理手续，海关根据电子档案出具纸质件并加盖单证管理部门印章。

六、 涉及许可证件但未实现许可证件电子数据联网核查的进出口货物暂不适用“通关作业无纸化”作业方式。

本公告内容自 2013 年 5 月 1 日起施行，海关总署公告 2012 年第 38 号同时废止。
特此公告。

海关总署
2013 年 4 月 10 日